

作文・論文コンテスト

「ずっと選ばれ続ける
まちをつくるために」

あなたの知恵を募集します

市では、18年度から始まる後期基本計画を市民の皆さんの声を聞きながら策定していきます。策定作業に着手する前段階で市の将来に対する皆さんの声をお聞きするために、パブリックコメントに引き続き第2弾として5月中旬から作文・論文コンテストを実施します。詳しくは企画調整課☎70・7702へ。

東久留米市が人々から選ばれ続けるまちであるために、このようにならざるを得ない状況の中、本当に必要なものは何かというところを見定めなければなりません。そのため、我々がかつてしてきたことが必要となってきます。このよう



東久留米市環境基本計画 市民提案書づくりの メンバーを募集します

環境基本計画とは
市の環境の保全等に関する
施策を総合的、計画的に推進

【計画策定スケジュール】
16～17年度の約2年かけて策定します。
【市民検討委員会（仮称）の活動は】
今年7月中旬に第1回会議を開催し（予定）、全体会を年3回程度、分会を毎月1回程度開催します。また、事務局やコンサルタントのサポートを受け、17年9月ごろをめどに市民提案書を作成します。
【応募資格】市内在住・在勤・在学で20歳以上の方
【任期】第1回目の会議開催

カラスの巣づくりの時期です カラスからの 攻撃にご注意を！

6月前後はカラスの繁殖期です。この時期のカラスは、卵や雛 ひなを守るために大変攻撃的になっています。
「何もしていないのにカラスに攻撃された」といった場合でも、気付かないだけで近くに巣や雛がいる場合がほとんどです。
ただし、攻撃してくるカラスはほんの一部で、ほとんどは威かかるとどまります。カラスに攻撃されないためにも、個人で予防対策をしましょう。詳しくは環境緑政課☎70・7753へ。

予防対策のポイント

- ・カラスを刺激しない
- ・雛に近付かない
- ・帽子や日傘で身を守る
- ・カラスからごみを遮断する

カラスの巣づくりの時期です。この時期のカラスは、卵や雛 ひなを守るために大変攻撃的になっています。何もしていないのにカラスに攻撃されたといった場合でも、気付かないだけで近くに巣や雛がいる場合がほとんどです。ただし、攻撃してくるカラスはほんの一部で、ほとんどは威かかるとどまります。カラスに攻撃されないためにも、個人で予防対策をしましょう。詳しくは環境緑政課☎70・7753へ。

市の人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
石藤 千代子	南 沢5-4-1	61-6162
飯伏 将人	幸 町4-8-8	73-5943
藤原 晃	南 町4-6-36	75-1744
今井 征夫	浅間町1-12-8	23-6787

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されています。

【勤務条件等】勤務時間は月曜～金曜日 午後1時～5時、土曜日が午前8時半～午後5時、賃金は1時間当たり930円
【応募資格】保育士または幼



納税にご協力を

5月31日(月)は、固定資産税・都市計画税第1期と軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。詳しくは納税課☎70・7730へ。

から環境基本計画市民提案書が作成されるまで
【募集人数】30名以内
【謝金】市民検討委員会(仮

望)を明記し、住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・電子メールアドレス(お持ちの方

へ。詳しくは同課環境保全係☎70・7753

環境緑政課メールアドレス
kankyoryokusei@city.higashikurume.lg.jp



【応募内容・方法】前記の内容を2000字程度(原稿用紙5枚、ワープロならA4で1枚半程度)にまとめ、別紙に氏名・年代・住所・電話番号を記入して、〒203 8555、市役所企画調整課あて郵送またはファクス70・7804、電子メール(アドレスは下記参照)にて応募してください

【応募方法】6月11日(金)までに(必着)応募の動機を400字程度にまとめ、最も関心がある環境課題を1項目および「環境基本計画市民委員希望」を明記し、住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・電子メールアドレス(お持ちの方

【謝金】市民検討委員会(仮望)を明記し、住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・電子メールアドレス(お持ちの方へ。詳しくは同課環境保全係☎70・7753

【応募内容・方法】前記の内容を2000字程度(原稿用紙5枚、ワープロならA4で1枚半程度)にまとめ、別紙に氏名・年代・住所・電話番号を記入して、〒203 8555、市役所企画調整課あて郵送または直接持参または電子メール(アドレスは下記参照)にて応募してください

【日時】6月1日(火)午後1時～3時
【会場】市役所2階相談室
【担当者】飯伏将人、藤原晃の各人権擁護委員
【定員】先着10名(相談は1人30分)
申し込みは5月17日(月)午前8時半から電話で広報課☎70・7777(代)へ。
詳しくは広報課広報担当☎70・7708へ。

【日時】6月1日(火)午後1時～3時
【会場】市役所2階相談室
【担当者】飯伏将人、藤原晃の各人権擁護委員
【定員】先着10名(相談は1人30分)
申し込みは5月17日(月)午前8時半から電話で広報課☎70・7777(代)へ。
詳しくは広報課広報担当☎70・7708へ。

6月1日は 人権擁護委員の日



人権擁護活動シンボルマーク

【日時】6月1日(火)午後1時～3時
【会場】市役所2階相談室
【担当者】飯伏将人、藤原晃の各人権擁護委員
【定員】先着10名(相談は1人30分)
申し込みは5月17日(月)午前8時半から電話で広報課☎70・7777(代)へ。
詳しくは広報課広報担当☎70・7708へ。

作文・論文コンテストの題材

- まちづくりについて、市民ができることは何ですか？
- あなたが市長だったら今後5年間で何をしますか？
- 経験を踏まえた「長老の知恵」で考える、ライフサイクルの中で最も行政のケアが必要な世代・施策は何か？

企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

住宅の増・改築から修繕まで 建築職人さんを紹介します

市では、市民の皆さんの家屋修理・改築等の相談に応じられるよう、市内の建設業団体と協定を結び、大工・左官・

塗装・配管・屋根・畳・タイル張りなどの修理・改築等の業者を紹介しています。ぜひご利用ください。
【相談内容】増・改築(新しく部屋を増築、室内の模様替え)・応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築、台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など、修繕(傷んだ部分の修繕)・内壁・外壁・屋根・台所・浴室・建具・雨どい等の修繕、雨漏りの修理、ペンキ塗りなど、付帯工事(住宅

内外の工事)・車庫門・フェンス・物置等の工事など
【申し込み方法】修繕箇所・増改築の内容を産業振興課労働商工係(市役所2階)へ直接または電話70・7743でご相談ください。
詳しくは同係へ。

《お詫びと訂正》
5月1日号2面掲載の「消防団幹部が変わりました」欄に「第一分団団長 村野正美」とあるのは、「第十分団団長 村野正美」の誤りでした。お詫びし訂正します。